第９７号議案

東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２４日

提出者　東京都台東区長　　服　部　　征　夫

（提案理由）

この案は、助成の方法等に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

（東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第１条　東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年１２月台東区条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「医療証」の次に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードであって、病院等において、当該受給者が医療費の助成を受ける資格を有することを確認できるものに限る。）」を加える。

（東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正）

第２条　東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例（平成４年１２月台東区条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出し中「医療証」を「医療証等」に改め、同条中「医療証を」を「医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードであって、病院等において、当該受給者が医療費の助成を受ける資格を有することを確認できるものに限る。）を」に改める。

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。